

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

| 目次 | ページ |
|--|-----|
| 告 示 | |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (情報政策課) | 1 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課) | 1 |
| ○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可…………… (農業施設管理課) | 2 |
| ○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可 (農業施設管理課) | 2 |
| ○道営土地改良事業の工事の完了…………… (農業施設管理課) | 2 |
| ○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課) | 2 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課) | 3 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課) | 3 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課) | 3 |
| ○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路課) | 4 |
| ○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防災課) | 4 |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防災課) | 4 |
| 公 表 | |
| ○北海道財政状況 (第125号) の公表…………… (財政課) | 6 |
| 総合振興局告示及び振興局告示 | |
| ○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)…………… | 6 |
| 道教育庁渡島教育局告示 | |
| ○特定調達契約に係る入札の公告…………… | 8 |

告 示

北海道告示第439号
次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成22年6月1日
北海道知事 高橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
(1) 平成22年度電子計算機で処理する業務 一式
(2) 平成22年度情報システム変更等業務 一式

2 随意契約の相手方を決定した日
平成22年3月31日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HBA
(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目

4 随意契約に係る契約金額
(1) 327,474,000円
(2) 536,000円 (1人工当たりの単価)

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第440号
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。
平成22年6月1日
北海道知事 高橋 はるみ

旭川土地改良区

| 就退任の別 | 就退任年月日 | 理事・監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|-------------|---------|---------|--------------------|
| 就 任 | 平成22. 3. 26 | 理 事 | 山 本 忠 義 | 上川郡東神楽町東3線18号113番地 |

蘭越土地改良区

| 就退任の別 | 就退任年月日 | 理事・監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-------|------------|---------|-----------|----------------|
| 就 任 | 平成22. 5. 9 | 理 事 | 宮谷内 留 雄 | 磯谷郡蘭越町蘭越町177番地 |
| 同 | 同 | 同 | 親 谷 隆 同 | 字三和207番地4 |
| 同 | 同 | 同 | 椿 次 雄 同 | 字富岡457番地15 |
| 同 | 同 | 同 | 伊 藤 章 夫 同 | 目名町594番地1 |
| 同 | 同 | 同 | 向 田 正 幸 同 | 名駒町436番地31 |
| 同 | 同 | 同 | 松 山 廣 同 | 字日出220番地 |
| 同 | 同 | 同 | 米 山 栄 藏 同 | 字相生157番地 |
| 同 | 同 | 同 | 福 嶋 勝 幸 同 | 字大谷395番地7 |

| | | | | |
|----|------------|----|-------|-----------------|
| 就任 | 平成22. 5. 9 | 監事 | 西河幸洋 | 磯谷郡蘭越町蘭越町292番地1 |
| 同 | 同 | 同 | 桶矢育伸 | 同 字初田224番地6 |
| 退任 | 同 22. 5. 8 | 理事 | 宮谷内留雄 | 同 蘭越町177番地 |
| 同 | 同 | 同 | 親谷隆 | 同 字三和207番地4 |
| 同 | 同 | 同 | 椿次雄 | 同 字富岡457番地15 |
| 同 | 同 | 同 | 伊藤章夫 | 同 目名町594番地1 |
| 同 | 同 | 同 | 向田正幸 | 同 名駒町436番地31 |
| 同 | 同 | 同 | 松山廣 | 同 字日出220番地 |
| 同 | 同 | 同 | 米山栄藏 | 同 字相生157番地 |
| 同 | 同 | 同 | 北川政光 | 同 字初田217番地1 |
| 同 | 同 | 同 | 福嶋勝幸 | 同 字大谷395番地7 |
| 同 | 同 | 同 | 坂野賢一 | 同 字大谷517番地 |
| 同 | 同 | 監事 | 西河幸洋 | 同 蘭越町292番地1 |
| 同 | 同 | 同 | 我孫子勝 | 同 字豊国127番地5 |
| 同 | 同 | 同 | 渡部喜吉 | 同 字御成122番地4 |

北海道告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成22年6月1日

北海道知事 高橋 はるみ

| | | |
|---------|----------|----------------------------|
| 土地改良区名 | 土地改良施設名 | 管 理 規 程 の 概 要 |
| 恵庭土地改良区 | 茂漁川第1頭首工 | 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。 |
| 同 | 漁川第1頭首工 | 同 |

北海道告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、恵庭土地改良区が管理する漁川第1号頭首工に係る管理規程の廃止を認可した。

平成22年6月1日

北海道知事 高橋 はるみ

廃止した管理規程の概要
漁川第1号頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第443号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195

号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年6月1日

北海道知事 高橋 はるみ

| | | |
|-----|------------------------|------------|
| 地区名 | 事 業 の 種 類 | 完了年月日 |
| 絵 笛 | 中山間地域総合整備（農業用排水施設、暗きょ） | 平成21.12.10 |
| 同 | （区画整理） | 同 21.11.20 |
| 同 | （客土） | 同 22. 3. 8 |
| 同 | （農用地改良保全） | 同 21.11.30 |
| 平 賀 | ため池等整備〔用排水施設整備〕 | 同 21.12.10 |

北海道告示第444号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年6月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 函館市木直町715
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 函館市古部町251地先・261の1・262の1（以上1筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）、263、264の1
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林の所在場所 函館市日浦町537から541まで、543

- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林の所在場所 函館市御崎町170（次の図に示す部分に限る。）、211の7、211の9
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林の所在場所 函館市尾札部町32
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第445号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成22年6月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町床潭350の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第446号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年6月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 美瑛市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 河川管理施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び美瑛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第447号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成22年6月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡興部町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
興部町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡興部町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。興部町（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び興部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年6月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 旭名寄線
- 3 道路の区域

| 区 | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | 国道等との重複区間 |
|--------------------------------------|---|--------|----------------------|---------|-----------|
| 名寄市大通南10丁目18番地先から 同市東4条9丁目4番1地先まで | | 前 | 11.00mから 14.50mまで | 500.00m | — |
| | | 後 | 14.00mから 41.50mまで | 500.00m | — |

北海道告示第449号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成22年6月1日

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 豊里川（I-41-0470）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市神居町字豊里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 新田中沢川（I-43-0060）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 空知郡中富良野町新田中（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 旭中の沢川（I-43-0170）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 空知郡中富良野町旭中（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 落合1の沢川（II-43-0290）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 空知郡南富良野町落合（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小樽緑2丁目(2)（I-1-119-656）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 小樽市緑2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第450号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年6月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
旭川台場2条4丁目（Ⅱ-4-6-1522）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市台場2条4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
旭川台場2条5丁目（Ⅱ-4-7-1523）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市台場2条5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
旭川台場2条6丁目1（Ⅱ-4-8-1524）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市台場2条6丁目1（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
旭川旭神3条1丁目（Ⅱ-4-21-1537）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市旭神3条1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽若竹2（Ⅰ-1-202-739）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市若竹町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽若竹5（Ⅰ-1-206-743）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市若竹町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽若竹7（Ⅰ-1-208-745）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市若竹町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽奥沢2丁目1（Ⅰ-1-163-700）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市奥沢2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

| | |
|--|--|
| <p>小樽奥沢2丁目(1) (I-1-164-701)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市奥沢2丁目(次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>(「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)</p> | <p>(3) 納入期限 平成23年3月25日</p> <p>(4) 納入場所 北海道渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。</p> <p>(4) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。</p> <p>(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>(6) 納入地区において、当該調達物品を納入後10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができることを証明した者であること。</p> <p>(7) この競争入札に参加を希望する者が、商法(明治32年法律第48号)第27条又は会社法(平成17年法律第86号)第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。</p> |
| <p>公 表</p> | |
| <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、平成22年度当初予算の状況並びに平成21年10月1日から平成22年3月31日までの期間における北海道の財政運営の状況及び公営企業の業務の状況を別冊のとおり公表する。</p> <p>その別冊は、道の本庁並びに総合振興局及び振興局に備え置いて一般の閲覧に供する。</p> <p>平成22年6月1日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> | <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成22年6月1日から同月21日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書の提出先 郵便番号 041-8554 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> |
| <p>総合振興局告示及び 振興局告示</p> | |
| <p>北海道渡島総合振興局告示第16号</p> <p>次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。</p> <p>なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>平成22年6月1日</p> <p style="text-align: right;">北海道渡島総合振興局長 寺山 朗</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の名称及び数量 路面清掃車(真空式) 1台 (交換契約により路面清掃車2台を契約の相手方に供し、路面清掃車1台を契約の相手方から調達する。)</p> <p>(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。</p> | <p>ア 申請の時期 平成22年6月1日から同月21日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書の提出先 郵便番号 041-8554 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階301号会議室(送付による場合は、郵便番号 041-8554 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課)</p> |

(2) 入札日時 平成22年7月12日(月)午後2時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール(hakodatedoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp)で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 041-8554 函館市美原4丁目6番16号

電話番号 0138-47-9608

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Road garbage truck (Vacuum type) Quantity 1

B Bit tendering date and time : 2 : 00 P.M., July 12, 2010

C Contact point of notice : Construction Administration Division, Hakodate Construction Management Department, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 16-gou, 6-ban, 4-chome, Mihara chou, Hakodate, Hokkaido, 041-8554 Japan.

Phone : 0138-47-9608

北海道十勝総合振興局告示第15号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年6月1日

北海道十勝総合振興局長 竹林 孝

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

乗用自動車の賃貸借(1台) 一式(1月当たりの単価)

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成22年8月1日から平成25年7月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成22年6月1日から同月21日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道十勝総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階C会議室(送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北

北海道十勝総合振興局地域政策部総務課)

(2) 入札日時 平成22年6月29日 午前10時(送付による場合は、同月28日までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 自動車賃貸借 4台 一式

イ 予定時期 平成23年2月ころ

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の告示
平成22年3月12日付け北海道十勝支庁告示第48号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道十勝総合振興局地域政策部総務課に申し込むこと。

また、北海道十勝総合振興局のホームページの入札等の情報(<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-info.htm>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155-27-8508

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured:

Lease of a Car 1 set

B Bid tendering date and time: 10:00 A.M., June 29, 2010

(If mailed, bids must arrive no later than June 28, 2010)

C Contact: Administrative Division, Department of Regional Promotion, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan

Phone: 0155-27-8508

道教育庁渡島教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第22号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年6月1日

北海道教育庁渡島教育局長 和田基興

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

函館商業高等学校学科転換に係る物品購入
15品目(プロジェクターほか115点)

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期日 平成22年8月31日(火)

(4) 納入場所 北海道函館商業高等学校(函館市昭和1丁目17番1号)

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載する要件等を満たしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成22年6月1日から同月25日まで(日曜日及び土曜日を除

く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階403号
会議室(送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原
4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課)

(2) 入札日時 平成22年7月12日(月)午前10時(送付による場合は同月9
日までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る
返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量90グラムに見合
う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に
関する事務を担当する組織に電子メール(アドレス:oshikyo.
somu1@pref.hokkaido.lg.jp)で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、
次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

(2) 所在地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
電話番号 0138-47-9579

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Projector and so on 15 items 116 in total

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 12, 2010

(If mailed, bids must arrive no later than July 9, 2010.)

C Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Oshima District Bureau of Education,
Hokkaido Office of Education, 6-16, Mihara 4, Hakodate-shi, Hokkaido, 041-8557, Japan.
Phone : 0138-47-9579